

# 県発注工事における主任技術者の専任配置基準の見直しについて

平成28年5月23日  
建設政策課

## 1 見直しの背景

社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）が改正され、平成28年6月1日以降、全ての工事について、特定建設業の許可及び主任技術者・監理技術者の配置に関する基準が緩和される（別添参照）。

また、本県建設業においても、建設労働者の高齢化と若年者の減少による担い手不足が懸念されている。

このため、県発注工事において、技術者の効率的な配置を図る必要がある。

## 2 見直しの内容

県発注工事において、主任技術者の専任配置を求める工事の下限を予定価格2,500万円から予定価格3,500万円（建築一式工事にあつては、予定価格5,000万円から予定価格7,000万円）に引き上げることとする。

	工種	現行	平成28年6月1日以降
主任技術者の専任配置を求める工事	一般土木工事等	予定価格2,500万円以上	予定価格3,500万円以上
	建築一式工事	予定価格5,000万円以上	予定価格7,000万円以上

※特定建設業の許可及び監理技術者の配置に係る基準（現行：予定価格8,000万円以上の全ての工事）については、県発注工事の適正な施工を確保する必要があるため、見直しは行わないこととする。

## 3 施行期日等

(1) 平成28年6月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う工事から適用する。

(2) 平成28年5月31日までに入札公告等を行った工事のうち、予定価格が2,500万円以上3,500万円未満であった工事（建築一式工事にあつては、予定価格が5,000万円以上7,000万円未満であったもの）については、工期途中において、受注者から非専任への変更の協議の申し出があり、工事の継続性と品質確保等の観点から問題がないと認められる場合は、非専任への変更を認める。

なお、当該工事について平成28年6月1日以降に落札決定や契約締結をするときは、当初配置予定技術者の専任配置が可能かどうかで審査等を行い、工期開始時点では、当初配置予定技術者を専任の主任技術者として配置させる。

(3) 関係要綱等の改正については、5月下旬を目途に、別途、通知する。

**「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定しました**

平成28年4月1日

国土交通省

土地・建設産業局

社会経済情勢の変化を踏まえ、建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

**1. 背景**

将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令を改正する必要があります。

**2. 政令改正の概要**

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げます。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げを行います。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げます。

**3. スケジュール**

- ・ 閣 議 日：平成28年4月1日（金）
- ・ 公 布 日：平成28年4月6日（水）
- ・ 施 行 日：平成28年6月1日（水）

**【問い合わせ先】**

国土交通省土地・建設産業局建設業課

課長補佐 田村（内線24710） 法規係長 鈴木（内線24754）

代表電話：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8277